

預金保険法第 80 条に基づく報告書（補遺）

平成 14 年 6 月 11 日

都 民 信 用 組 合
金融整理管財人 今 井 健 之
金融整理管財人 江 守 英 雄

I はじめに

都民信用組合は、平成13年12月21日、預金保険法第74条第5項に基づき、金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行い、同日金融庁長官より預金保険法第74条第1項に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、預金保険法第80条に基づき当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について調査し、平成14年5月15日には報告書を提出いたしました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づきおこなった都民信用組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

第1 はじめに

金融整理管財人は、都民信用組合の旧経営陣、すなわち理事もしくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な任務の1つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人及び金融整理管財人補佐人が中心となって責任追及委員会を設置し、旧経営陣の法的責任につき調査・検討を行ってきましたので、その今日までの状況について報告します。

第2 破綻に至る経緯

1. 当組合は、平成12年度決算にあたり、諸物価の下落状況、消費の低迷による融資の伸び悩みだけでなく、長期景気の低迷等による不良債権の増加に伴う多額の追加償却・引当を行う必要がでてきました。

即ち、主要取引先業態である不動産、中小製造業を中心に経営の悪化する

取引先が続出し、平成12年3月末日を基準として実施された金融検査の結果を踏まえた自己査定により、引当金が大幅に増加しました。

2. 特に景気の長期低迷等のため、貸出が伸びず、預貸率が平成10年3月期67%、同11年3月期66%、同12年3月期73%、同13年3月期75%と、70%前後で推移しており、有価証券の運用で利益を出すことが重要な環境におかれていきました。平成13年5月に通知された検査結果及び時価会計が導入されたことを踏まえ、平成13年9月末を基準日として、自己査定を実施したところ、内部牽制機能の形骸化から、有価証券運用失敗による評価損78億円が見込まれるだけでなく、貸出に係る償却・引当についても、68億円の計上が余儀なくされ、平成13年12月21日預金保険法第74条第5項に基づき「当組合の財産をもって債務を完済できない」旨の申出を行い、破綻公表するに至りました。

第3 調査方針

貸出金の劣化による償却・引当の増加も認められたものの、破綻の主因は、有価証券運用の失敗による損失拡大が大きいものと考えられました。

よって、当管財人らは、主として投資運用に関し、刑事上・民事上の責任追及の可否について理事会議事録等の関係書類及び関係帳簿類を精査し、旧経営陣・証券会社・弁護士・公認会計士などから事情聴取するなどして調査、検討を致しました。

第4 調査結果

1. 相互牽制機能の欠如

当組合は、約40年間の長期に渡り、同一の理事長による経営と言える状況が続き、特に平成9年からは、当該理事長の親族が担当理事となり有価証券運用を一手に行うようになって以来、理事会による牽制機能が働かない状況となっていました。

特に理事長室が、人事、資金運用を総括し、複雑な職制制度を設置し、上記担当理事がその責任者となり、実質的な支配体制を強めたことから、有価証券運用に対する相互牽制機能や審査管理体制の形骸化が一層進むこととな

りました。

具体的には、平成10年9月以降、ノックイン・ノックアウトと言われる極めてリスクの高い日経平均リンク・スワップを外国証券会社に発注し、結果的に平成12年3月には27億円程度の損失が発生したにもかかわらず、簿価でのみ存在し表面化していないため、多額の損失の発生について、正式に理事会に報告されていないなど、牽制機能が全く機能しない状況となっていました。

また、当組合の有価証券運用規程についても、上記担当理事が就任後、運用できる商品に制限をなくしたり、預証率の制限を緩和するなどの変更を行うとともに、担当理事として有価証券運用を一手に行うことにより、その専門的地位を築き、更に、デリバティブを多用した複雑な商品に運用を多く行っていたため、実質的なチェックを行うことが極めて困難な状況で、規程に定められた稟議を経た形になってはいるものの、全て事実上は担当理事の決めたことがそのまま通る体制となっていました。

2. 問題のある個別取引

(1) 香港関係への投資

香港関係の投資は、平成13年6月27日の「ハノーバー投信」購入（2億1000万円）と平成13年10月3日の「ハノーバー投信」追加購入（5000万円）であり、投資額の合計は2億6000万円です。その後まったく返還されておらず、平成14年3月末現在で評価ゼロとなっています。

ハノーバー投信は、投資信託の名称は付けられていますが、通常の投資信託とはまったく異なっているもので、私募投資信託の形をとっており、信託証書と目論見書が交付されていますが、その実体は不明であり、今後の解明を待たねばなりません。

(2) また、日経平均リンク・スワップやE Bなどハイリスク・ハイリターン型の投資契約、投資商品にもかかわらず、リスク管理が行われないまま購入されています。

第5 調査結果に基づく検討

以上の調査結果に基づいて、当管財人らは、旧経営陣に対する民事・刑事責任の有無及びその問題点を簡単に述べたいと思います。

(1) 当組合が旧経営陣に対して責任の追求を為し得る行為は、有価証券運用のうち仕組債等への投資行為であります。日経平均リンク・スワップや、EB（他社株転換可能債）及び香港市場における私募投資信託（ハノーバー投信）などハイリスクの商品に対し、リスク管理を行わないまま投資を続け、当組合に損害を発生させ、更に、その損害について理事会にも正式に報告されていない状況であります。

(2) 民事責任

旧経営陣の行為が法令・定款等に違反していたかどうか慎重に検討しておりますが、有価証券投資の内容が複雑であることや、運用当時の事実関係の調査については、なお調査・検討を要するところであります。

また、信用組合の理事は善管注意義務（中小企業等協同組合法第42条）を履行する義務を負っており、当組合の被った損害を賠償すべき義務（中小企業等協同組合法第38条の2第1項、5項）があるところ、平成12年度は投資運用のうち株式と仕組債等に約214億円以上投入し、平成13年度末までに92億円以上の損失を与えた点は、預金量約1千億円の信用組合の資金運用としては安全性を無視したものと言わざるを得ません。従って上記法令に違反していると考えられ、民事上の責任は免れるものではないと思います。

しかしながら、具体的な損害賠償請求等の民事提訴を行うだけの証拠資料等の収集については、更なる調査・検討が必要なことから、現時点では提訴を行うに至っていません。

(3) 背任、業務上横領、事業範囲以外の投機的取引等（中小企業等協同組合法第112条）、報告義務違反（協同組合による金融事業に関する法律第10条）などの刑事事件に該当する事案については、現在までの調査においては明確とはなっていませんが、今後の証拠収集活動によってより一層明らかになると思っています。

第6 旧経営陣に対する損害賠償請求権等の処理

現在までの調査において旧経営陣に対する責任追及を為しうる可能性のある事案は、上記のとおりであります。当組合は本年6月17日に事業譲渡予定であり、それまでに訴提起案の作業をするのは困難な状況です。

そこで、旧経営陣に対する責任追及に関しては、株式会社整理回収機構において引き続き調査・検討が為し得るよう、当管財人らが行った調査に係る関係資料を同社に引き継いだ上、同社において責任追及を行い得るよう旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。